

入している皆さんへ

70歳以上の国保・後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

国民健康保険高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証の更新

国民健康保険高齢受給者証（70～74歳の人に発行）と後期高齢者医療被保険者証は、8月1日に更新します。新しい高齢受給者証、被保険者証は、7月末までに送付します。

70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度とは、1か月に支払った医療費が決められた限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻される制度です。該当する世帯には、診療月から約3か月後に申請書を送付します。

◆自己負担限度額（月額）

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
7月まで	課税所得 145万円以上	5万7,600円	8万100円＋（医療費－26万7,000円）×1% 〈4万4,400円（※2）〉
	課税所得 145万円未満（※1）	1万4,000円 （年間上限14万4,000円）	5万7,600円 〈4万4,400円（※2）〉
	市・県民税 非課税	低所得Ⅱ 8,000円 低所得Ⅰ 8,000円	2万4,600円 1万5,000円



所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
8月から	課税所得 690万円以上	25万2,600円＋（医療費－84万2,000円）×1% 〈14万100円（※2）〉	
	課税所得 380万円以上	16万7,400円＋（医療費－55万8,000円）×1% 〈9万3,000円（※2）〉	
	課税所得 145万円以上	8万100円＋（医療費－26万7,000円）×1% 〈4万4,400円（※2）〉	
	課税所得 145万円未満（※1）	1万8,000円 （年間上限14万4,000円）	変更なし
	市・県民税 非課税	低所得Ⅱ 変更なし 低所得Ⅰ 変更なし	変更なし 変更なし

（※1）世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書き所得（＝総所得金額等－基礎控除33万円）」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

（※2）過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合に、4回目から限度額が下がります。

交通事故にあったときはまず相談を

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人は、交通事故など第三者から傷病を受けた場合でも、届け出により国民健康保険や後期高齢者医療制度で病院にかかることができます。医療費は加害者が全額負担するのが原則のため、あとで市が加害者に請求します。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国民健康保険、後期高齢者医療制度が使えなくなる場合もありますので、示談の前に必ず保険年金課にご相談ください。

問合せ・ホームページ 保険年金課 ☎ 20・5383



国民健康保険、後期高齢者医療制度に加

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、納期限までに納めましょう

国民健康保険税納税通知書と後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

◆普通徴収（納付書払い、口座振替）の場合

通知書に納付方法と納付期限が記載されています。
期限までに納付してください。

【平成30年度の納付期限】

第1期	7月31日(火)	第5期	11月30日(金)
第2期	8月31日(金)	第6期	12月25日(火)
第3期	10月1日(月)	第7期	平成31年1月31日(木)
第4期	10月31日(水)	第8期	平成31年2月28日(木)

※口座振替での納付をおすすめします。

◆特別徴収（年金からの天引き）の場合

年金支給月に、特別徴収の対象となる年金から保険税、保険料を徴収します。

仮徴収 4月、6月、8月

本徴収 10月、12月、平成31年2月

※本徴収の納付額は、平成30年度の年間の金額から、仮徴収で納めた金額を引いて3回で割った金額です。
所得などの変更により、特別徴収から普通徴収に変わることがあります。

納付方法を、特別徴収から口座振替に変更できます。希望する場合は、申請してください。

医療機関での支払いが負担軽減対象となる人へ

標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の更新

- 「標準負担額減額認定証」の交付を受けると
入院時の食事代が減額されます

対象 【国民健康保険】

世帯主および世帯の国民健康保険加入者全員が
市・県民税非課税の人

【後期高齢者医療制度】

世帯全員が市・県民税非課税の人

◆国民健康保険の場合

新規交付・更新の申請を受け付けます。

申請場所 市役所本館2階 保険年金課、各総合支所

持ち物 国民健康保険証、印鑑（スタンプ印は不可）、窓口
に来る人の本人確認ができるもの

発効期日 8月1日(水)から

※8月以降に申請した場合は、申請月の1日から適用されます。

- 「限度額適用認定証」の交付を受けると
医療費の窓口負担が、自己負担限度額までになります

対象 【国民健康保険】

原則、国民健康保険税の滞納がない人

70歳以上の場合は、上記に加え世帯主および世帯
の国民健康保険加入者全員が市・県民税非課税の人、
課税所得145万円以上690万円未満の人

【後期高齢者医療制度】

世帯全員が市・県民税非課税の人、課税所得145万
円以上690万円未満の人

すでに標準負担額減額認定証の交付を受けており、入院
日数が90日を超える人は、食事代がさらに減額されます。
7月31日(火)までに申請してください。

持ち物 国民健康保険証、標準負担額減額認定証、印鑑（ス
タンプ印は不可）、入院日数がわかる書類（領収書
など）

※交付申請日からその月末日までの食事代については、申
請により差額の支給が受けられます。申請には国民健康
保険証、通帳、印鑑（スタンプ印は不可）、領収書が必要です。

◆後期高齢者医療制度の場合

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付されている人で、引き続き平成30年度も交付対象になる人には、新しい認定証を7月末までに送付します。ただし、世帯に平成29年分の所得の未申告者がいる場合は送付しません。未申告者が申告し、交付の対象となる場合、申請により認定証を交付します。

平成30年度に課税所得145万円以上690万円未満に該当する人など、新たに交付対象となる人は申請が必要です。申請方法は、国民健康保険の場合と同じです。